

## 議案第 2 号

専決処分（白井市税条例の一部を改正する条例）の承認  
を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定  
により、次のように専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこ  
れを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 1 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

### 提案理由

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を緊急に改正  
する必要が生じ専決処分したので、その承認を求めるものです。

白井市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日専決

白井市長 笠井 喜久雄

白井市条例第10号

白井市税条例の一部を改正する条例

白井市税条例（昭和40年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第73条の3中「証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項

第 2 号ロ」に改め、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号ハ」に改め、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号イ」に改め、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ロ」に改め、同条第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ハ」に改め、同条第 1 3 項中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 3 項」に改め、同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 3 5 項」を「附則第 1 5 条第 3 4 項」に改める。

附則第 1 0 条の 3 第 8 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 1 0 項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第 1 2 条第 1 項中「1 0 0 分の 5」の次に「(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、1 0 0 分の 2. 5)」を加える。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。  
(固定資産税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の白井市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）

附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第2号資料の1

○白井市税条例（昭和40年条例第2号）新旧対照表

| 改正案   | 現 行   |
|---|---|
| (略)   | (略)   |
| (法人の市民税の申告納付)   | (法人の市民税の申告納付)   |
| <b>第48条</b> (略)   | <b>第48条</b> (略)   |
| 2～8 (略)   | 2～8 (略)   |
| 9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、 <u>同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</u> | 9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、 <u>同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</u> |
| 10～14 (略)   | 10～14 (略)   |
| 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、 <u>法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</u>   | 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、 <u>法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</u>   |
| 16 (略)  | 16 (略)  |
| (略)   | (略)   |
| (固定資産課税台帳の閲覧の手数料)   | (固定資産課税台帳の閲覧の手数料)   |
| <b>第73条の2</b> 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳 <u>(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)</u> の閲覧の手数料は、手数料条例に定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。  | <b>第73条の2</b> 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳 <u>_____</u> の閲覧の手数料は、手数料条例に定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。  |
| (固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)  | (固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)  |
| <b>第73条の3</b> 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書 <u>(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)</u> の交付手数料は、手数料条例に定めるところによる。  | <b>第73条の3</b> 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書 <u>_____</u> の交付手数料は、手数料条例に定めるところによる。   |
| (略)   | (略)   |
| <b>附 則</b>  | <b>附 則</b>  |
| (略)   | (略)   |
| (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)   | (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)   |
| <b>第10条の2</b> 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。  | <b>第10条の2</b> 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>3分の1</u> とする。  |
| 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>5分の4</u> とする。  | 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>4分の3</u> とする。  |
| 3 法附則第15条第2項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。  | 3 法附則第15条第2項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。  |

- 4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 14 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 15及び16 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

### 第10条の3 (略)

2～7 (略)

- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後  
に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

9 (略)

- 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

- 4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 14 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 15及び16 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

### 第10条の3 (略)

2～7 (略)

- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅 又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分 について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事 が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事 が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事 に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事 が完了した日から3月を経過した後  
に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

9 (略)

- 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分 について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事 が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後  
に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができ  
なかつた理由

11 (略)

(略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度  
分の固定資産税の特例)

**第12条** 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度  
分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産  
税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の  
固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定  
資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固  
定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける  
宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た  
額、以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係  
る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を  
乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあって  
は、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年  
度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条  
から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるとき  
は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅  
地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額と  
した場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」  
という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とす  
る。

2～5 (略)

(略)

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事 が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事 に要した費用及び令附則第12条第  
31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事 が完了した日から3月を経過した後  
に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができ  
なかつた理由

11 (略)

(略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年  
度分の固定資産税の特例)

**第12条** 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度  
分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産  
税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の  
固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定  
資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固  
定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける  
宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た  
額、以下この条において同じ。)に100分の5 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_を  
乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあって  
は、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年  
度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条  
から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるとき  
は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅  
地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額と  
した場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」  
という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とす  
る。

2～5 (略)

(略)

## 議案第 2 号資料の 2

### 白井市税条例の一部を改正する条例

#### 1 第 4 8 条 (法人の市民税の申告納付)

引用条項を整理するもの。

#### 2 第 7 3 条の 2 (固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

固定資産税に係る登記所からの市町村への通知手段の拡大等に伴い、地方税法第 3 8 2 条の 2 ただし書の追加により、DV 被害者等の住所の取扱いについて所要の措置を講じるもの。

#### 3 第 7 3 条の 3 (固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

固定資産税に係る登記所からの市町村への通知手段の拡大等に伴い、地方税法第 3 8 2 条の 3 ただし書の追加により、DV 被害者等の住所の取扱いについて所要の措置を講じるもの。

#### 4 附則第 1 0 条の 2 (法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

固定資産税の課税標準の特例措置のうち、附則第 1 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項については、地方税法の参酌基準の見直しに伴い特例割合を変更し、附則第 1 0 条の 2 第 3 項から第 1 4 項までについては引用条項を整理するもの。

#### 5 附則第 1 0 条の 3 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴い語句を整理するもの。

#### 6 附則第 1 2 条 (宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和 4 年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を 2. 5 % に規定するもの。